当麻町子ども・子育て会議について

**１　当麻町子ども・子育て会議とは**

当麻町における子ども・子育て支援サービスの充実を図るため、子育て支援施策の策定、実施、評価、見直しといったプロセスに関与し、行政と一体となって子育て環境の整備を進めることを目指す附属機関です。

【設置根拠】子ども・子育て支援法、当麻町子ども・子育て会議設置条例

**２　会議の役割**

子ども・子育て支援法や認定こども園法などに基づき、主に次の内容について審議し、意見をいただきます。

・子ども・子育て支援事業計画(※)の策定、進捗状況についての点検・評価

・その他、子ども・子育て支援の推進に関し必要な事項

(※)子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、平成 27 年 4 月に子どもや子育て家庭を総合的に支援する「子ども・子育て支援新制度」が施行されたことに伴い、実施主体である市町村が幼児期の教育・保育(1)、地域子ども・子育て支援事業(2)の推進を計画的に実施するために、5 年を 1 期として、「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」について策定するものです。

(１)教育・保育...保育所(園)、幼稚園、認定こども園など

(２)地域子ども・子育て支援事業...子ども・子育て支援法の中で列挙されている、次の 1９ 事業を指します。なお、当麻町では行っていない事業も含まれています。

①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③一時預かり事業、④乳児家庭全戸訪問事業、

⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、

⑥子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、

⑦子育て短期支援事業(ショートステイ)、⑧延長保育事業、⑨病児保育事業、

⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、⑪妊婦健康診査事業、

⑫子育て世帯訪問支援事業、⑬児童育成支援拠点事業、⑭親子関係形成支援事業、

⑮妊婦等包括相談支援事業、⑯乳児等通園支援事業、⑰産後ケア事業、

⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業

なお、今年度は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とする「第3期当麻町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしています。

また、本計画より、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条に規定する市町村計画」についても包含して策定します。

**３　事務局**

子育て支援課子育て支援係